

ストップ 労働災害！

(陸上貨物運送事業)

徳山労働基準監督署・下松労働基準監督署

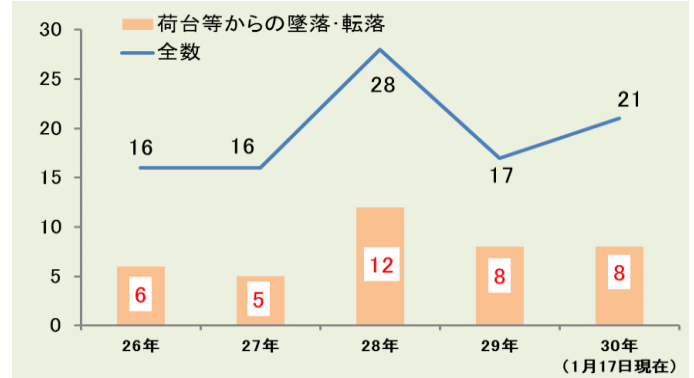
陸上貨物運送事業における荷役作業に係る労働災害防止の徹底について

ここ数年の陸上貨物運送業の労働災害（休業4日以上）を見ると、荷役作業中の荷台等からの墜落・転落災害が多く発生し、全体を占める割合が高くなっています。

荷役作業は、荷主等の場所での作業であることが多く、所属事業場からの直接的な指示等を受けにくいばかりか、単独作業である場合に被災の把握・対応が遅れたというケースもあります。

事業場での安全対策はもちろん、荷役作業に従事する方（運転者を含む）においても災害防止のための危険感受性を高め、安全を優先した行動が重要です。

裏面に安全行動のポイントをまとめてみましたので、作業開始前の点呼や朝礼の機会を利用して、全員で定期的に確認を行っていきましょう。



徳山・下松監督署管内の労働災害状況


平成29年・30年（1月17日現在）の荷台等からの墜落・転落災害事例（全16件）

	内 容	休業見込
1	荷台（コンテナ）内で手を離れたハンドリフトが動き出したのを止めようとして追いかけて、バランスを崩して荷台から飛び降りた（荷役作業員、踵骨折）。	8週
2	車庫でダンプの点検中、ダンプの昇降タラップを降りた瞬間、転倒した（運転手、手打撲）。	2週
3	配達先で荷台から降りる際、ステップを踏み外して転落した（運転手、肩脱臼）。	2週
4	トラックホームに着車して荷を降ろそうと荷台に乗り込む際、足を滑らせて荷台とトラックホームの間に落ちた（運転手、足挫傷）。	1週
5	荷主工場で積み込み作業中、荷台に積みつけた荷の側面を養生しようとして足を踏み外し、落ちた（運転手、骨盤骨折）。	3か月
6	荷受先事業場でトラックの荷台から荷降ろしの準備をしていたとき、雨で濡れていた荷台の床で足を滑らせ、荷台から落ちた（運転手、肋骨骨折）。	3週
7	宅配先荷物をトラックの荷台から降ろしているとき、荷物を持った状態で荷台から落ちた（運転手、頭部裂傷）。	2週
8	荷主工場で荷をトラックに積み込む作業中、荷台上で後部に移動した際、足を滑らせて地面に落ちた（高さ1.2m）（運転手、手首骨折）。	2か月
9	荷台で作業中におおりのキャッチを締め忘れたことに気が付き、荷台上からキャッチを締めようとした際、バランスを崩して荷台から転落した（運転手、頸椎脱臼）。	2か月
10	荷台から地面に降りようとして、荷台の端に取り付けた転がり防止用の巾木に足を引っ掛けてしまい、地面に転落した（運転手、左膝損傷）。	1か月
11	荷台上のコンテナハウスを下ろす際、玉掛け作業のためコンテナハウスの上に載ったところ、バランスを崩し、地面へ落ちた（運転手、腰の骨折）。	3か月
12	荷台上でシート掛け作業中、シートを荷台後部まで引っ張っていたところ、荷台から足を踏み外し、地面へ転落した（運転手、足首等骨折）。	6か月
13	荷主先を出て一度停車し、押し棒を使い荷の点検を行っていたところ、棒が荷から外れ、その反動で荷台上から墜落した（運転手、腰部骨折）。	6か月
14	荷台に積んだH形鋼の上に立って、固縛ワイヤーのアイ部を荷台のフックに掛けようとして前かがみになった時、バランスを崩して地面に転落した（運転手、手指骨折）。	2か月
15	荷主工場内で積み込み準備作業中、荷台に板を敷くため、あおり足を掛け、養生用ロープに手を掛けて上がろうとしたところ手が滑って落ちた（運転手、骨盤骨折）。	1か月
16	荷主先を出たところで停車して積荷の点検を行っていたところ、荷台上で足を滑らせ転落した（運転手、手首骨折）。	3週

荷役作業は、こうする（安全確認票）

荷役災害防止の安全推進担当者等のもと、荷役作業に従事する者（運転者を含む）が集まる作業開始前の点呼や朝礼の機会を利用して、定期的（月1回等）に下記事項を確認しましょう。

荷役災害防止の安全推進担当 職氏名	確認実施日	参加者数
	年 月 日	人

No.	自ら行う安全行動の事項	確認
1	荷役作業を行う前に、荷台上やトラック周辺の床・地面の凹凸等を確認し、資材等が置かれている場合にはできる限り整理・整頓してから作業を行う。	
2	不安定な荷の上ではできる限り移動しない（一度地面に降りて移動する）。	
3	荷締め、ラッピング、ラベル貼り等の作業は、荷や荷台の上で行わず、出来る限り地上から又は地上での作業とする。	
4	安全带（墜落制止用器具）を取り付ける設備がある場合は、 安全带（墜落制止用器具） を使用する。	
5	墜落・転落の危険のある作業においては、 墜落時保護用の保護帽 を着用する。 	保護帽（ヘルメット）には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」があり、荷役作業では内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を着用しましょう。
6	最大積載量が5 t以上の貨物自動車の荷台への昇降は、昇降設備を使用する。最大積載量が5 t未満の貨物自動車の荷台への昇降についても、できる限り昇降設備（踏み台等の簡易なものでもよい）を使用する。	
7	荷や荷台、貨物自動車の運転席への昇降（乗降）の動作では、 三点確保を実行 （手足の4点のどれかを動かす時に残り3点で確保しておく）する。	
8	荷台の上での作業については、できるだけあおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットフォーム等を使用する等して、 荷台のあおりに乗っての作業を避ける 。	
9	荷台上での 後ずさりでの作業はできる限りしない 。 あおりの近くでの後ろ向き作業はしない。	
10	荷役作業場所等に合わせて、耐滑性、屈曲性のある安全靴を使用する。	
11	荷を運ぶとき、持った荷で両手を塞がれると僅かなつまずきでも転倒しやすくなるため、できるだけ台車等を使用させる。	
12	荷役作業を行う前に準備運動を行う。 特に、長時間のトラックの運転後は、少なくとも数分間は立った姿勢で腰を伸ばすなどして体をほぐしてから荷役作業を始める。	

※ 荷役作業中の災害防止を進める担当者（安全管理者、安全推進者等）のリードのもとに、各作業員が安全作業を進んで行っているかを定期的に確認することによって、危険防止に対する意識の持続を図ります。

※ 上記の事項の全てでなくても、作業方法に応じて確認事項を絞ったり、ヒヤリ・ハット事例を付け加えたりしながら、危険リスクを減らす意識の向上に工夫してください。

（本紙面は、山口労働局ホームページの「労働基準監督署からのお知らせ」に掲示しています。）